



国際親善奨学金

1学年度国際親善奨学金

海外における1学年間の留学のために米貨25,000ドルが授与されます。

マルチ・イヤー国際親善奨学金

海外で学位取得を目的とした2年間の留学のために年間米貨12,500ドルが授与されます。

文化研修国際親善奨学金

海外での語学集中研修と文化実習のために、3カ月の場合は米貨12,000ドルが、6カ月の場合は米貨17,000ドルが授与されます。

大学教員のための ロータリー補助金

開発途上国の大学または短期大学（各自が選択）で教授する高等教育教員

3～5カ月の奉仕に対して米貨14,000ドルの補助金、または
6～10カ月の奉仕に対して米貨25,000ドルの補助金



ロータリー財団国際親善奨学金プログラムは、現在、大学レベルの国際的奨学金を提供している世界で最大の民間基金による国際親善奨学金プログラムです。



申請書および締切日についてのお問い合わせは、お近くのロータリー・クラブまでご連絡ください。

ウェブサイト: www.rotary.org

Eメール: contact.center@rotary.org

- 海外へ留学する奨学生、約800名を毎年支援しています。
- 世界70カ国以上の国々で奨学生は異文化を体験することができます。
- 世界約70カ国に奨学生を派遣しています。
- 元奨学生39,000人以上からなる世界的な学友のネットワーク作りを支援しています。
- 半世紀以上にわたり奨学生たちの国際理解促進を支援しています。



The Rotary Foundation of Rotary International
(国際ロータリーのロータリー財団)

One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA
www.rotary.org

132-JA—(808)

国際親善奨学金 および 大学教員のための ロータリー補助金



親善使節のための国際教育プログラム



国際ロータリーのロータリー財団

国際親善奨学金 — 親善使節

国際親善奨学金プログラムは、ロータリアンが世界理解、親善、平和を推進するのを可能にするというロータリー財団のビジョンを、以下の方法で支えるものです。

- 国際親善使節を外国に留学させることにより、文化の相違に対する意識と尊重の念を深めること。

- ロータリーの奉仕プロジェクトへの積極的参加により、ロータリーの理想である「超我の奉仕」の考えを奨学生に教え込むこと。

- 奨学生が各自の地域社会や国の人々の生活の質を向上させるために、個人生活と職業生活を捧げるよう奨励すること。

- 世界地域社会の人道的ニーズに取り組むことのできるリーダーを育成すること。

- 奨学生を地理的に均等に送り込むことにより、世界の全地域に影響を与えること。

- 低所得国からの奨学生への教育の機会を増やすよう世界中のロータリアンに奨励すること。

- ロータリーと奨学生との間に生涯にわたる絆を培うこと。

留学期間中、奨学生はロータリー・クラブ、地区、学校、市民団体またその他のフォーラムに出席するなど優れた親善使節の役割を担うことが期待されています。留学を終えた後は、自国の人々や奨学金を支援したロータリアンとともに自分の体験を分かち合います。

受入側・派遣側カウンセラー

ロータリー奨学金に特徴的な利点は、奨学生がロータリー・クラブをはじめロータリアンとの密接な関係を持てることです。派遣地区と受入地区両方のロータリアンが奨学生のカウンセラーとなり、海外での勉学を成功させる準備にあたって指導と助言を与えます。

資格条件

申請者は、奨学金支給の開始以前に、大学または短期大学での課程を2年間以上修了、または高等学校を卒業し特定の職業に2年間以上従事していなければなりません。すべての申請者は、ロータリー・クラブが存在する国に本籍または現住所がある人でなければなりません。申請者は、申請者の本籍または現住所、あるいは通学先や勤務先がある地元のロータリー・クラブを通じて申請書を提出しなければなりません。障害のある方やローターアクト・クラブの会員も申請資格があり、申請をするよう奨励されています。

次の該当者はいずれのロータリー財団国際親善奨学金にも申請資格がありません。

ロータリアン、ロータリー・クラブ名誉会員、クラブ・地区・その他のロータリー関係の組織および国際ロータリーの職員、上記該当者の配偶者、直系卑属（血縁による子どもまたは孫、入籍または未入籍の養子）、直系卑属の配偶者、尊属（両親または祖父母）。

1学年度国際親善奨学金

この奨学金は、ロータリー財団管理委員会が指定した教育機関において1学年度（通常9カ月間を全日制課程で）学ぶ正規の学生に与えられるものです。奨学金は1学年度に制限されているため、留学期間中に学位や修了証を取得できない可能性があります。奨学金は職業訓練の目的でも利用することができます。候補者は留学先の言語に堪能であることが求められるため、本奨学金は外国語の勉強には不適切です。

奨学金が賄う費用

1学年度国際親善奨学金は、一律で米貨25,000ドルが支給されます。奨学金は、往復交通費、1カ月間の語学集中研修費用（財団によって指定された場合）、通常課程に必要な授業料、部屋代と食費、教育用備品などにかかる費用を賄うものとして支給されます。個人的な生活嗜好から発生する費用については、財団は一切責任を負いません。奨学金プログラムの年度による詳しい支給額については、RIのウェブサイト(www.rotary.org)をご参照ください。申請し、指定された教育機関での費用が一律の授与額を超えた場合、超過分の費用はすべて申請者自身の負担となります。

マルチ・イヤー国際親善奨学金

この奨学金は、ロータリー財団管理委員会指定の教育機関で、2年間の全日制課程で学び、学位取得を目的とする留学に支給されるものです。奨学金はほぼすべての分野について利用することができますが、奨学生は大学の特定の学位取得プログラムに登録し、学位取得に直結した課程を履修することが条件となります。

奨学金が賄う費用

マルチ・イヤー奨学金は、一年間一律で米貨12,500ドルまたはその相当額が支給されます。奨学金プログラムの年度による詳しい支給額については、ウェブサイト(www.rotary.org)をご参照ください。この奨学金は、1カ所の教育機関において一つの学位を取得するために必要な費用を補助することを目的としています。支給限度額を超える費用については、奨学生各自の負担となります。

文化研修のための国際親善奨学金

この奨学金は、ロータリー財団指定の語学学校にて、3カ月または6カ月間の語学集中研修や文化実習のために利用することができます。3カ月間の奨学金は、既にある程度の語学能力を有する申請者が勉強する場合に最も適しています。6カ月の奨学金は、申請者がまだ堪能でない外国語を学習する場合に最適です。申請者は大学レベルの課程を1年間以上修了しているか、またはそれと同等の語学研修を修了していることが条件となります。

奨学金が賄う費用

文化研修のための国際親善奨学金は、3カ月の奨学金に一律で米貨12,000ドル、6カ月の奨学金に一律で17,000ドルが支給されます。奨学金は、往復交通費、語学研修授業料とホームステイにかかる費用を賄うものとして支給されます。奨学生は、可能な限り、受入国の家庭でホームステイをします。奨学金は一律の授与金を超え

ない範囲で支給されます。奨学金プログラムの年度による詳しい支給額については、ウェブサイト (www.rotary.org) をご参照ください。

奨学金の支給条件

奨学金の支給条件については、ロータリー財団国際親善奨学金申請書式 (I39-JA) またはウェブサイト (www.rotary.org) をご参照ください。

申請手続

ロータリー財団国際親善奨学金のうち、どの奨学金が提供されるかは各ロータリー地区によって決定され、年によって異なります。地区によっては奨学金の提供がまったくない、あるいは1種類の奨学金のみが提供される場合があります。申請者は地元のロータリー・クラブに問い合わせなければなりません。問い合わせの際は、1) 希望する奨学金が提供されるかどうか、2) 地元のクラブへの申請書提出締切日について、3) 申請書類の入手について確認する必要があります。申請可能な奨学金について申請者が地元のロータリー・クラブと確認後、申請書式をロータリー財団から直接入手、または国際ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) からダウンロードすることができます。

クラブが推薦した候補者は地区レベルで審査され、その後地区が推薦した申請書は、ロータリー財団へ送られた後、管理委員会の承認と留学機関の指定を受けます。ロータリー財団は、直接、すべての候補者に奨学金の承認と指定機関を通知します。クラブおよび地区の推薦なしに直接ロータリー財団に送付された申請書は、審査の対象となりません。

低所得国のための奨学金共同基金

ロータリー財団の低所得国のための奨学金共同基金は、低所得国の人々に海外で研究にあたる機会を提供するものです。奨学金を支給するためにロータリー地区が資金を分配していない場合でも、低所得国に所在するロータリー地区、および地区内にある各低所得国は、この共同基金を通じて毎年、世界各地で授与される全32口の国際親善奨学金のうちの1口が授与されるよう申請書1部を提出できます。申請は、最寄りのロータリー・クラブを通して行わなければなりません。申請者は、1学年度、あるいは文化研修奨学金に申請できます。

申請書提出締切

申請書の締切日は、ロータリー地区の締切日に合わせて、個々のロータリー・クラブによって設定されます。クラブの締切日は、留学に先立つ前の年の、早ければ3月、あるいは遅くとも8月までに設定されます。例えば、2010年7月1日以降2011年6月30日以前に留学を希望する申請者は、最寄りのクラブへ2009年3月から8月の間に申請書を提出する必要があります。ロータリー財団管理委員会により承認された申請者は、通常、申請した年の12月15日までに研究機関の指定に関する通知を受け取ります。

大学教員のためのロータリー補助金プログラム

大学教員のためのロータリー補助金プログラムの目的は次の通りです。

- 低所得国での高等教育を充実させ、理解を築くこと。

- 補助金受領者の母国と受入れ教育機関の教員間での教授法やアイデアの交換を推進すること。

- 受入国に実用価値のある科目を教える教員を後援することを通じて、低所得国の発展を促すこと。

本プログラムは、ロータリー財団の最も重要な2つの強調事項、すなわち教育とボランティア奉仕を組み合わせたものです。教員が、ロータリー・クラブやロータリー地区を訪れることで、受入国と母国をつなぐ優れた親善使節となることが期待されています。教授期間終了後、補助金受領者は、自分の体験を母国の人々および補助金を支援した地元ロータリアンと分かち合います。

地元ロータリー地区は、3〜5カ月の奉仕に対する米貨14,000ドルの補助金、または6〜10カ月の奉仕に対する米貨25,000ドルの補助金のいずれかの授与を選択します。補助金は低所得国（ただし、母国以外の国に限る）で教える高等教育教員に授与されます。

受給資格

- 短期大学あるいは大学レベルで、3年以上常勤教員の経験を有している（または有していた）申請者。ただし、特定の地位である必要はありません。

- 教える科目は、受入国にとって実用的な分野でなければなりません。

- 申請者は、ロータリー・クラブが存在する国の国籍を保有していなければなりません。

- 申請者は、自分の本籍か現住所がある地域、またはフルタイムで勤務する地域のロータリー・クラブを通じて申請しなければなりません。

- 申請者の母国および受入国に、1つ以上のロータリー・クラブが存在していなければなりません。

- 希望する受入れ教育機関は、低所得国に所在しなければなりません。

- 申請者は、受入国の言語に堪能でなければなりません。

- ロータリアンまたはロータリアン以外の方々にも申請資格があります。

大学教員の責務

- 補助金の受領者は、補助金支給期間前および期間中を通じて、受入れ教育機関に関する全ての手配をする責務、および母国の教育機関における長期不在を確保する責務を有します。

- 一般的に、受領者は申請する学年度の7月1日から6月30日までの間に奉仕期間を開始するものとします。

- 受領者は、少なくとも授与された補助金の最短期間の間は、一つの教育機関にて教授することが求められます。受領者は研究に従事することも可能ですが、受入れ教育機関での受領者の仕事のうち、少なくとも半分は教授あるいは教授に関連する活動に充てなければなりません。

- 受領者は、奉仕期間終了時に、ロータリー財団へ書面にて報告書を提出することが義務づけられています。6〜10カ月の奉仕に対する補助金の受領者は、中間報告書の提出も義務づけられています。

- 補助金は、生活費、受入国までの往復交通費、教授・研究費、親善にかかる費用等の雑費として、受領者が任意で使うことができます。

申請手続

大学教員のためのロータリー補助金を支給するか否かは、年ごとに変わる資金状況に基づき、各ロータリー地区が決定します。申請する前に、申請者は各自の地元ロータリー・クラブあるいはロータリー地区に連絡し、補助金が提供されているかどうか、また申請期限はいつかを問い合わせる必要があります。

申請は、申請者の本籍または現住所がある、または勤務先がある地元ロータリー・クラブを通じて行われなければなりません。クラブが推薦する候補者は、地区レベルでほかの候補者と競合することになります。その後、地区によって推薦された申請書は、ロータリー財団管理委員会に送付され、そこで承認されます。

申請書に加え、申請者は次の書類を提出してください。

- 履歴書（現在までの略歴）

- 2ページ以内の提案書（説明文）：海外で教授することを通じロータリー親善使節として仕えるための具体的計画と、自分の教授分野が受入国の社会・経済的発展にどのように貢献できるかについて

- 教員資格を持つ人2名による推薦書2通：申請者の教員および研究者としての資格を評価したもの

- 希望する受入れ教育機関との交信文書（書簡等）のコピー

- 受入国の言語の研修や経験の要約文（受入国の言語が申請者の母国語と異なる場合）

申請書提出締切

申請期限は、ロータリー地区の期限に合わせ、個々のロータリー・クラブによって設定されます。クラブが設定する期限は、海外教務期間の前年の3月の場合もあれば、8月の場合もあります。例えば、申請者が2010年7月1日から2011年6月30日までの間に海外で教授しようと予定している場合は、2009年に申請する必要があります。ロータリー財団管理委員会によって承認された申請者は、申請した年の12月15日までに通知されます。